

# 令和4年4月から障害支援区分、 障害福祉サービスの更新時期が 誕生日月となります！

(変更内容)

○障害支援区分は、従来は区分認定日を基準として有効期限を設定していましたが、更新時期を利用者の皆様にわかりやすく覚えていただくために、令和4年4月以降の更新時期を誕生日月に変更させていただきますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

(令和4年3月末まで )

区分認定から3年以内の月末まで



(令和4年4月1日から)

区分認定から3年以内の誕生日月の末日まで

○なお、障害福祉サービスの更新時期についても、障害支援区分と同様に誕生日月の更新とさせていただきます。

(※障害福祉サービスの有効期間についてはサービス毎に1年～3年で設定しています。)

<問合せ先>

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市福祉部障害福祉課認定給付係

電話 072-620-1636 (直通)

FAX 072-627-1692

E-mail syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp